

令和4年第1回水戸市議会定例会議案

水 戸 市

議 案

〔令和4年3月7日〕
〔第1回水戸市議会定例会〕

市議会議案第2号	公の施設の広域利用に関する協議について	1
ㄥ 第3号	水戸市農業共済条例を廃止する条例	7
ㄥ 第4号	公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する 条例	9
ㄥ 第5号	水戸市事務分掌条例の一部を改正する条例	11
ㄥ 第6号	水戸市職員定数条例の一部を改正する条例	13
ㄥ 第7号	水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	15
ㄥ 第8号	水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	17
ㄥ 第9号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例	19
ㄥ 第10号	水戸市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	21
ㄥ 第11号	水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	23
ㄥ 第12号	水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例	25
ㄥ 第13号	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	27
ㄥ 第14号	水戸市都市下水道等管理条例の一部を改正する条例	29
ㄥ 第15号	水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例	31
ㄥ 第16号	水戸市内原ヘルスパーク条例の一部を改正する条例	33
ㄥ 第17号	水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	35
ㄥ 第18号	水戸市駐車場条例の一部を改正する条例	37
ㄥ 第19号	水戸市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	39
ㄥ 第20号	令和4年度水戸市一般会計予算	43
ㄥ 第21号	令和4年度水戸市国民健康保険会計予算	51
ㄥ 第22号	令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計予算	55
ㄥ 第23号	令和4年度水戸市駐車場事業会計予算	59
ㄥ 第24号	令和4年度水戸市農業集落排水事業会計予算	63
ㄥ 第25号	令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算	67
ㄥ 第26号	令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算	69
ㄥ 第27号	令和4年度水戸市介護保険会計予算	73
ㄥ 第28号	令和4年度水戸市介護サービス事業会計予算	77
ㄥ 第29号	令和4年度水戸市後期高齢者医療会計予算	79
ㄥ 第30号	令和4年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算	81
ㄥ 第31号	令和4年度水戸市水道事業会計予算	83
ㄥ 第32号	令和4年度水戸市下水道事業会計予算	87

公の施設の広域利用に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、水戸市と笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村との間において、公の施設の広域利用に関する協定を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3第2項 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

同条第3項 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

公の施設の広域利用に関する協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村（以下「協定市町村」という。）は、協定市町村が設置する公の施設を協定市町村の住民が相互に利用すること（以下「広域利用」という。）について、次の条項により協定する。

（対象施設）

第1条 広域利用の対象となる公の施設（以下「対象施設」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

（対象者）

第2条 広域利用の対象となる者は、協定市町村に住所を有し、かつ、余暇等を利用してスポーツ、レクリエーション、教養文化活動その他の活動をするために対象施設を利用する者とする。

（利用の手続）

第3条 広域利用による対象施設の利用の手続は、当該施設を設置する市町村の住民と同じ手続とする。

（使用料）

第4条 広域利用による対象施設の使用料の額は、当該施設を設置する市町村の住民と同じ額とする。

（経費負担）

第5条 対象施設の維持管理及び運営に要する経費は、当該施設を設置する市町村の負担とする。

（協定書の廃止等）

第6条 令和2年4月1日付けで締結した公の施設の広域利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）は、令和4年3月31日限り、廃止する。ただし、同日以前に、原協定書の規定に基づき利用の手続がなされたものについては、なお従前の例による。

（定めのない事項）

第7条 この協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

別表（第1条関係）

市町村名	施設名	所在地	
水戸市	千波公園	テニスコート	水戸市2509番地の1
	青柳公園	屋内プール	水戸市水府町864番地の6
		市民体育館	
	総合運動公園	市民球場	水戸市見川町2256番地
		軟式球場	
		体育館	
		テニスコート	
		相撲場	
	水戸市大串貝塚ふれあい公園	テニスコート	水戸市塩崎町1064番地の1
		プール	
	大塚池公園	野球場	水戸市大塚町1827番1
	東町運動公園	体育館	水戸市緑町2丁目3番10号
		テニスコート	
	水戸市小吹運動公園	屋内プール	水戸市小吹町820番地の2
		体育館	
		野球場	
	水戸市立競技場	主競技場	水戸市小吹町2058番地の1
		補助競技場	
	田野市民運動場		水戸市田野町1307番
	元石川市民運動場		水戸市元石川町1687番
	水戸市常澄運動場	野球場	水戸市大場町468番1
		陸上競技場	
	水戸市常澄健康管理トレーニングセンター	体育館	水戸市塩崎町1200番地の1
テニスコート			
水戸市内原ヘルスパーク	健康増進センター	水戸市内原町1384番地の2	
	テニスコート		
	野外ステージ		
水戸市立サッカー・ラグビー場		水戸市河和田町3438番地の1	
水戸市下入野健康増進センター	屋内プール	水戸市下入野町1944番地の1	
	トレーニング室		
	多目的室		
	会議室		
	温浴施設		
	グラウンドゴルフ場		
水戸市立中央図書館		水戸市大町3丁目3番20号	
水戸市立東部図書館		水戸市元吉田町1973番地の27	
水戸市立西部図書館		水戸市堀町2311番地の1	

	水戸市立見和図書館		水戸市見和2丁目500番地の2
	水戸市立常澄図書館		水戸市大串町2134番地
	水戸市立内原図書館		水戸市内原町1497番地の16
	水戸市少年自然の家		水戸市全隈町80番地の1
	水戸芸術館	塔	水戸市五軒町1丁目6番8号
	植物公園	植物園	水戸市小吹町504番地
笠間市	笠間芸術の森公園スケートパーク	スケート広場	笠間市笠間2345番地
	笠間市立笠間図書館		笠間市石井2023番地1
	笠間市立友部図書館		笠間市平町2084番地
	笠間市立岩間図書館		笠間市下郷5140番地
ひたちなか市	ひたちなか市総合運動公園	市民球場 総合体育館 陸上競技場 テニスコート レクリエーション広場 スポーツ広場	ひたちなか市新光町49番地
	ひたちなか市那珂湊運動公園	第一野球場 テニスコート 多目的運動広場 相撲場	ひたちなか市新光町552番地40
	ひたちなか市松戸体育館		ひたちなか市松戸町2丁目6番1号
	ひたちなか市那珂湊体育館		ひたちなか市鍛冶屋窪3566番地
	ひたちなか市那珂湊第二野球場		ひたちなか市西十三奉行11652番地の2
	津田運動ひろば		ひたちなか市大字津田701番地
	佐野運動ひろば		ひたちなか市大字高野2456番地
	石川運動ひろば		ひたちなか市石川町10番地
	六ツ野スポーツの杜公園	グラウンド	ひたちなか市中根字六ツ野4880番地2
	東石川第4公園	グラウンド	ひたちなか市石川町25番地
	西原公園	グラウンド	ひたちなか市足崎字西原1476番地1
	ひたちなか市立中央図書館		ひたちなか市元町5番3号
	ひたちなか市立那珂湊図書館		ひたちなか市鍛冶屋窪3566番地
	ひたちなか市立佐野図書館		ひたちなか市大字高場1362番地の1
那珂市	那珂総合公園	アリーナ サブアリーナ 会議室 テニスコート 多目的広場 野球場	那珂市戸崎428番地2

	中谷原公園	テニスコート	那珂市戸6000番地
	ふれあいの杜公園	多目的広場	那珂市中里1246番地
		芝生広場	
		テニスコート	
	瓜連体育館	アリーナ	那珂市古徳310番地
	神崎グラウンド		那珂市横堀1721番地
	神崎テニスコート		那珂市横堀1721番地
	那珂市立図書館		那珂市菅谷2995番地 1
小美玉市	希望ヶ丘公園	野球場	小美玉市中台418番地
		多目的広場	
		テニスコート	
	玉里運動公園	野球場	小美玉市栗又四ヶ2315番地 1
		多目的広場	
		テニスコート	
	小美玉市小川運動公園	体育館	小美玉市与沢532番地 1
		野球場	
		多目的広場	
		テニスコート	
	小美玉市小川海洋センター	プール	小美玉市野田269番地 1
	小美玉市玉里海洋センター	体育館	小美玉市栗又四ヶ2406番地 4
		プール	
トレーニングルーム			
艇庫			
小美玉市小川図書館		小美玉市小川1664番地 2	
小美玉市玉里図書館		小美玉市高崎291番地 3	
小美玉市やすらぎの里小川		小美玉市中延1508番地 1	
茨城町	運動公園	多目的広場	茨城町大字越安1397番地
		野球場	
		テニスコート	
		プール	
		ターゲットバードゴルフコース	
	フォレストぬまさきグラウンド		茨城町大字宮ヶ崎1443番地外
茨城町総合福祉センター 「ゆうゆう館」	図書館	茨城町大字小堤1037番地 1	
大洗町	大洗町総合運動公園	体育館	大洗町成田町1626番地
		多目的広場	
		野球場	
		陸上競技場	

	大洗町ビーチテニスクラブ		大洗町磯浜町8231番地の20
	大洗町漁村センター		大洗町磯浜町6881番地の88
城 里 町	城里町常北運動公園	野球場	城里町大字上青山10番地
		運動広場	
		テニスコート	
	城里町上古内多目的運動広場		城里町大字上古内1101番地
	城里町健康管理トレーニングセンター		城里町大字下青山1番地の1
	城里町桂体育館		城里町大字阿波山167番地
	城里町大桂公園		城里町大字阿波山河川敷
	城里町下赤沢運動広場		城里町大字下赤沢613番地の1
	城里町塩子運動広場		城里町大字塩子3696番地
	城里町立桂図書館		城里町大字阿波山173番地の2
	グリーン桂うぐいすの里	テニスコート	城里町大字錫高野2391番地
		野球場	
	コミュニティセンター城里	ホール	城里町大字石塚1428番地の1
		和室	
サークル室			
研修室			
図書室			
東 海 村	東海村総合体育館	主競技場	東海村大字船場749番地3
		サブ競技場	
		柔剣道場	
		弓道場	
東海村テニスコート		東海村大字船場534番地5	
阿漕ヶ浦公園	野球場	東海村大字村松141番地3	
	ホッケー場		
東海村立図書館		東海村大字船場774番地5	
東海文化センター	ホール	東海村大字船場768番地15	
	楽屋		
	会議室		
	ステージ		
	ホワイエロビー		
展示室			
東海駅コミュニティ施設		東海村舟石川駅西一丁目1番1号	

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、協定市町村が記名押印の上、各1通を保有する。

市議会議案第3号

水戸市農業共済条例を廃止する条例

水戸市農業共済条例（昭和42年水戸市条例第9号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例

公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例（平成13年水戸市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

水戸市下入野健康増進センター条例（令和3年水戸市条例第4号）	水戸市下入野健康増進センター	屋内プール
		トレーニング室
		多目的室
		会議室
		温浴施設
		グラウンドゴルフ場

別表第2に次のように加える。

水戸市下入野健康増進センター条例	水戸市下入野健康増進センター	屋内プール
		トレーニング室
		多目的室
		会議室
		温浴施設
		グラウンドゴルフ場

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市事務分掌条例の一部を改正する条例

水戸市事務分掌条例（昭和36年水戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「福祉部」を「福祉部
こども部」に改める。

第3条の表市長公室の項第4号中「情報化」を「デジタル化」に改め、同表福祉部の項第1号中「こと」の次に「（こども部の所管に属するものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

こども部	1 子育て支援に関すること。 2 児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。 3 母子保健に関すること。
------	--

第3条の表保健医療部の項第1号中「こと」の次に「（こども部の所管に属するものを除く。）」を加える。

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（水戸市放課後学級事業の実施に関する条例の一部改正）
- 水戸市放課後学級事業の実施に関する条例（平成16年水戸市条例第46号）の一部を次のように改正する。
第3条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第4条第2号中「水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。
第5条から第7条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。
第8条第1項中「教育委員会は、」を削り、同条第2項第2号中「教育委員会」を「市長」に改める。
第9条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第10条及び第11条第2号中「教育委員会」を「市長」に改める。
第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
（水戸市放課後学級事業の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による改正前の水戸市放課後学級事業の実施に関する条例の規定により水戸市教育委員会がした許可その他の行為で、この条例の施行の際現にその効力を有するものは、施行日以後においては、同項の規定による改正後の水戸市放課後学級事業の実施に関する条例の規定により市長がした許可その他の行為とみなす。
- この条例の施行の際現に水戸市教育委員会に対して行われている水戸市放課後学級事業の実施に関する条例第2条第2号に規定する放課後学級事業に係る申請その他の行為は、施行日以後においては、市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。
（水戸市子ども発達支援センター条例の一部改正）
- 水戸市子ども発達支援センター条例（平成28年水戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水戸市こども発達支援センター条例

第1条中「子ども発達支援センター」を「こども発達支援センター」に改める。

第2条中「子ども発達支援センターを」を「こども発達支援センターを」に、「水戸市子ども発達支援センター」を「水戸市こども発達支援センター」に改める。

第3条中「水戸市子ども発達支援センター」を「水戸市こども発達支援センター」に改める。

別表中「水戸市子ども発達支援センター五軒分室」を「水戸市こども発達支援センター五軒分室」に、「水戸市子ども発達支援センター緑岡分室」を「水戸市こども発達支援センター緑岡分室」に、「水戸市子ども発達支援センター百合が丘分室」を「水戸市こども発達支援センター百合が丘分室」に、「水戸市子ども発達支援センター妻里分室」を「水戸市こども発達支援センター妻里分室」に改める。

(水戸市小児慢性特定疾病審査会条例の一部改正)

6 水戸市小児慢性特定疾病審査会条例(令和元年水戸市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「保健医療部」を「こども部」に改める。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第6号

水戸市職員定数条例の一部を改正する条例

水戸市職員定数条例（昭和39年水戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「1,171人」を「1,325人」に改め、同条第3号中「4人」を「5人」に改め、同条第5号中「335人」を「185人」に改め、同条第7号中「341人」を「342人」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水戸市職員の給与に関する条例(昭和32年水戸市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

第22条の3第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成4年水戸市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(平成4年水戸市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 第1条の規定による改正後の水戸市職員の給与に関する条例第20条第2項(同条第3項又は同条例第22条の3第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び水戸市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第20条第4項から第6項まで若しくは第24条第1項から第3項まで又は水戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例(平成14年水戸市条例第1号)第3条の2の規定にかかわらず、令和4年6月に支給する期末手当の額は、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - (2) 給与条例第6条第10項に規定する再任用職員 72.5分の10
 - (3) 給与条例第22条の2第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10
- 3 令和3年12月に水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年水戸市条例第39号)の規定に基づき期末手当を支給された者その他の規則で定める者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職

員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年水戸市条例第39号）の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める」とする。

- 4 第2条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、令和4年6月に支給する期末手当の額は、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 5 第3条の規定による改正後の常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第4条の規定にかかわらず、令和4年6月に支給する期末手当の額は、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（水戸市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

- 7 水戸市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（昭和43年水戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第2項を次のように改める。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「の規定を準用して」とあるのは、「及び水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年水戸市条例第 号）付則第5項の規定の例により」とする。

（水戸市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

- 8 水戸市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成4年水戸市条例第46号）の一部を次のように改正する。

付則第2項を次のように改める。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当に関する第2条第4項の規定の適用については、同項中「の規定を準用して」とあるのは、「及び水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年水戸市条例第 号）付則第5項の規定の例により」とする。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年水戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第22号を第23号とし、第10号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 獣医師手当

第11条の3を第11条の4とし、第11条の2を第11条の3とし、第11条の次に次の1条を加える。

（獣医師手当）

第11条の2 獣医師手当は、獣医師であって、獣医療、試験検査、公衆衛生又は動物の愛護及び管理に関する業務に従事する職員のうち、規則で定めるものに対し支給する。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第5条第3項中「別表中市嘱託医の部以下」を「別表第2」に、「もの」を「非常勤の職員」に改める。

第6条第2項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第7条第1項中「別表に掲げる非常勤の職員のうち、」を削り、「者が」を「非常勤の職員が」に改め、同条第4項を削る。

第8条中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表中「安全なまちづくり推進委員会」を「防災会議」に、「防災会議」を「安全なまちづくり推進委員会」に、

感染症診査協議会の委員	日額 14,000
小児慢性特定疾病審査会の委員	日額 14,000
予防接種対策審議会の委員	日額 7,000
健康づくり推進協議会の委員	日額 7,000

小児慢性特定疾病審査会の委員	日額 14,000
健康づくり推進協議会の委員	日額 7,000
予防接種対策審議会の委員	日額 7,000
感染症診査協議会の委員	日額 14,000

福祉事務所嘱託医	内科	月額 100,000	〃
	精神科	月額 25,000	〃

福祉事務所嘱託医	内科	月額 100,000	〃
	精神科	月額 25,000	〃
保育所嘱託医	内科	1保育所につき 年額120,000	〃
	歯科	1保育所につき 年額120,000	〃

改め、

保育所嘱託医	内科	1保育所当たり 年額120,000	〃
--------	----	----------------------	---

	歯科	1 保育所当たり 年額120,000	〃
--	----	-----------------------	---

」を

削り、「年額 50,000」を「年額 52,000」に、「36,000」を「37,000」に、「年額 45,000」を「年額 51,500」に、「年額 30,000」を「年額 36,500」に改め、

市嘱託医	産業医	月額 203,000	〃
	産業医以外の者	月額 352,000	〃
上記以外の者で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に規定する職員		月額 500,000円以下	〃
		日額 16,000円以下	〃

」を

削り、同表備考を次のように改める。

備考 消防団の部に掲げる者に対しては、同部に定めるもののほか、災害時の出勤にあつては日額 8,000円、災害時以外の出勤にあつては日額3,500円（出勤時間が4時間に満たない場合は、2,000円）の報酬を支給する。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条、第6条関係）

区分	報酬額	旅費の額
別表第1に掲げる者以外の者で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に規定する職員	月額 500,000円以下	一般職相当額
	日額 16,000円以下	〃

備考

- 1 報酬の額が月額をもって定められている者の報酬には、通勤に要する費用を加算する。
- 2 報酬の額が月額をもって定められ、かつ、勤務時間が定められている者が、任命権者の承認を得た場合を除くほか、定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、その勤務しない時間について報酬を減額する。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

水戸市職員の分限に関する条例（昭和26年水戸市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。）」の次に「第27条第2項並びに」を加え、「降任、免職及び休職の手續及び効果について」を「職員の分限に関し」に改める。

第2条を次のように改める。

（降給の種類）

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（降格の事由）

第2条の2 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格することができる。

- (1) 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

（降号の事由）

第2条の3 任命権者は、職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号することができる。

第3条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は第2条の2第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合に」に改め、「2名」を削り、同条第2項中「降任、免職又は休職」を「意に反する降任、免職、休職又は降給」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員は、前項の規定による診断を受けるよう命じられた場合には、これに従わなければならない。

第6条第1項中「いたった」を「至った」に、「次の各号に該当する場合」を「その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者について」に改め、同項各号を削る。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

水戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第17条第2号を次のように改める。

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例

水戸市児童福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、改正後の第28条第1項に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成12年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1し尿の部第2号の項中「(2) 従量料金」を

「(2) 従量料金

次に掲げるもの（次項に定めるものを除く。）」に改め、同部に次のように加える。

(3) 仮設トイレ料金 工事、催し等のため一時的に設置されるもの	収集1回につき 3,000円に、1リットルにつき10円を加えた額
-------------------------------------	----------------------------------

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市都市下水路等管理条例の一部を改正する条例

水戸市都市下水路等管理条例（平成31年水戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (3) 排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管があるときは、当該樋門又は樋管の点検は、1年に1回以上行うこと。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例

水戸市営住宅及び特定市営住宅条例（平成9年水戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。
別表第1第1項の表渡里町の部を削る。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市内原ヘルスパーク条例の一部を改正する条例

水戸市内原ヘルスパーク条例（平成17年水戸市条例第82号）の一部を次のように改正する。
別表備考2中「又は」を「において照明若しくは空調設備を利用する場合又は」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水戸市国民健康保険税条例（昭和32年水戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項から第4項までの規定中「並びに」を「及び」に改め、「及び世帯別平等割額」を削る。

第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の7.15」を「100分の7.84」に改める。

第6条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「23,000円」を「30,500円」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の2中「100分の2.35」を「100分の3.44」に改める。

第7条の3中「7,000円」を「12,600円」に改める。

第7条の4を次のように改める。

第7条の4 削除

第7条の5中「100分の2.05」を「100分の2.31」に改める。

第7条の7中「9,500円」を「15,200円」に改める。

第7条の8を削る。

第11条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第19条中「及びイ」を削り、「各号ウ及びエ」を「各号イ」に、「各号オ及びカ」を「各号ウ」に改め、同条第1号中「特定同一世帯所属者」の次に「（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」を加え、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「16,100円」を「21,350円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「4,900円」を「8,820円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを削り、同号オ中「6,650円」を「10,640円」に改め、同号オを同号ウとし、同号カを削り、同条第2号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「11,500円」を「15,250円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「3,500円」を「6,300円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを削り、同号オ中「4,750円」を「7,600円」に改め、同号オを同号ウとし、同号カを削り、同条第3号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「4,600円」を「6,100円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「1,400円」を「2,520円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを削り、同号オ中「1,900円」を「3,040円」に改め、同号オを同号ウとし、同号カを削り、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,580円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,630円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,200円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,250円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,890円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,150円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,040円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,300円

第19条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項」に改め、「。次号において同じ」を削り、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。

第22条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(国民健康保険税の減免)」を付し、同条第1項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第22条の2 市長は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(未就学児を除く。)がある場合においては、当該被保険者につき算定した被保険者均等割額(第19条第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の100分の50に相当する額の国民健康保険税を減額するものとする。

付則第5項中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。

付則第11項、第12項及び第14項から第17項までの規定中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。

付則第18項及び第19項中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

付則第20項及び第21項中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の水戸市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市駐車場条例の一部を改正する条例

水戸市駐車場条例（平成17年水戸市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条の表水戸市五軒町地下駐車場の項の次に次のように加える。

水戸市五軒町立体駐車場	水戸市五軒町1丁目6番46号
-------------	----------------

別表第1中「水戸市五軒町地下駐車場」を

「水戸市五軒町地下駐車場

水戸市五軒町立体駐車場」に、

「1,500円」を「700円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「1,500円」を「700円」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に水戸市五軒町地下駐車場に駐車している自動車を出場させる場合の使用料については、なお従前の例による。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

水戸市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和53年水戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「負担金」という。）」及び「（以下「分担金」という。）」を削る。

第2条第1項中「事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内」を「下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定に基づき事業計画に定めた予定処理区域（以下「計画区域」という。）」に改め、同条第2項中「排水区域内」を「計画区域」に改める。

第2条の2を次のように改める。

（下水道事業受益者負担金）

第2条の2 管理者は、都市計画法第59条第1項の規定に基づき公共下水道に係る都市計画事業の認可を受けた区域（以下「認可区域」という。）に存する土地に係る受益者から、同法第75条第1項の規定に基づき、下水道事業受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。

第2条の2の次に次の1条を加える。

（納付管理人）

第2条の3 第8条第1項の規定により公告された同項に規定する賦課対象区域内の土地に係る受益者（認可区域に存する土地に係る受益者に限る。第6条、第8条の2から第11条の2まで及び第14条において同じ。）は、その状況に応じて、負担金の納付に関する事項を処理させるため、納付管理人を定めることができる。

第3条第1項を次のように改める。

管理者は、土地の状況に応じて、認可区域を負担金の額を算出する単位となる土地の区域（以下「負担区」という。）に区分するものとする。

第6条中「別表」を「別表第1」に、「同条」を「同項」に改める。

第8条を次のように改める。

（賦課対象区域の決定等）

第8条 管理者は、負担金を賦課しようとするときは、当該賦課をしようとする年度の当初に、当該賦課をしようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 賦課対象区域は、既に下水道法第9条第2項の定めにより下水の処理の開始の公示がされた区域（以下「処理区域」という。）とする。ただし、既に賦課対象区域となった区域並びに第14条の2第2項において準用する前項の規定により公告された下水道事業受益者分担金の賦課対象区域及び第15条第3項の規定により区域外流入分担金を賦課した土地を除く。

3 管理者は、必要があると認めるときは、当該賦課をしようとする年度に処理区域となることが予定される区域（前項ただし書に規定する区域及び土地を除く。）を賦課対象区域とすることができる。

第8条の2中「受益者」を「土地に係る受益者」に改める。

第9条第1項を次のように改める。

管理者は、負担金の額を定めたときは、当該賦課対象区域内の土地に係る受益者に対し、納付すべき負担金の額及びその納付期日等を通知しなければならない。

第9条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第9条の2中「各年度負担金」を「負担金」に改める。

第14条中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(下水道事業受益者分担金)

第14条の2 管理者は、認可区域外に存する土地に係る受益者から、地方自治法第224条の規定に基づき、下水道事業受益者分担金を徴収するものとする。

2 下水道事業受益者分担金の賦課、徴収等については、第2条の3から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条の3中「第8条第1項」とあるのは「第14条の2第2項において準用する第8条第1項」と、「認可区域」とあるのは「認可区域外」と、第3条の見出し中「負担区」とあるのは「分担区」と、同条第1項中「認可区域」とあるのは「計画区域（認可区域を除く。）」と、「負担区」とあるのは「分担区」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第14条の2第2項において準用する前項」と、「負担区」とあるのは「分担区」と、第6条中「負担区ごとに別表第1」とあるのは「分担区ごとに別表第2」と、「第8条第1項」とあるのは「第14条の2第2項において準用する第8条第1項」と、第8条第2項ただし書中「既に賦課対象区域となった区域並びに」とあるのは「既に」と、第8条の2中「前条第1項」とあるのは「第14条の2第2項において準用する前条第1項」と、第14条中「第8条第1項」とあるのは「次条第2項において準用する第8条第1項」と、同条ただし書中「第9条第1項」とあるのは「次条第2項において準用する第9条第1項」と読み替えるものとする。

第15条の見出しを「(区域外流入分担金)」に改め、同条第1項中「都市計画法第59条第1項の規定に基づき公共下水道に係る都市計画事業の認可を受けた区域以外の区域」を「計画区域外」に、「認可区域外流入地」を「区域外流入地」に、「分担金」を「区域外流入分担金」に改め、同条第2項中「分担金」を「区域外流入分担金」に、「認可区域外流入地」を「区域外流入地」に改め、同項ただし書中「別表内原第1負担区の項負担区の区域の欄」を「別表第1内原第1負担区の項負担区の区域の欄」に改め、同条第3項中「前項の規定により」を削り、「分担金」を「区域外流入分担金」に改め、「遅滞なく」を削り、同条第4項及び第5項中「分担金」を「区域外流入分担金」に改め、同条第6項を削る。

付則第6項を削る。

付則第7項中「第9条第3項本文」を「第9条第2項本文」に改め、同項を付則第6項とする。

別表に次のように加える。

水戸第5負担区	320円	笠原町の一部 河和田町の一部 酒門町の一部 渋井町の一部 東野町の一部 開江町の一部 平須町の一部 吉沢町の一部 吉沼町の一部
---------	------	---

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第14条の2関係)

分担区の名称	1平方メートル当たりの分担金の額	分担区の区域
第1分担区	320円	青柳町の一部 笠原町の一部 栗崎町の一部 鯉淵町の一部 酒門町の一部 三湯町の一部 谷田町の一部 柳河町の一部

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の第15条第3項の規定により賦課された分担金は、同日以後においては、改正後の同項の規定により賦課された区域外流入分担金とみなす。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和4年度水戸市一般会計予算

令和4年度水戸市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,472,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算

款	項	金 額
1 市税		千円 42,045,000
	1 市民税	21,062,623
	2 固定資産税	16,614,373
	3 軽自動車税	750,979
	4 市たばこ税	1,932,840
	5 入湯税	10,800
	6 都市計画税	1,673,385
2 地方譲与税		789,600
	1 地方揮発油譲与税	184,000
	2 自動車重量譲与税	567,000
	3 森林環境譲与税	38,600
3 利子割交付金		20,400
	1 利子割交付金	20,400
4 配当割交付金		149,000
	1 配当割交付金	149,000
5 株式等譲渡所得割交付金		240,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	240,000
6 法人事業税交付金		814,000
	1 法人事業税交付金	814,000
7 地方消費税交付金		6,554,000
	1 地方消費税交付金	6,554,000
8 ゴルフ場利用税交付金		62,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	62,000
9 環境性能割交付金		107,600
	1 環境性能割交付金	107,600
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		300

款	項	金 額
		千円
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	300
11 地方特例交付金		261,000
	1 地方特例交付金	261,000
12 地方交付税		11,317,000
	1 地方交付税	11,317,000
13 交通安全対策特別交付金		42,000
	1 交通安全対策特別交付金	42,000
14 分担金及び負担金		2,436,827
	1 負担金	2,436,827
15 使用料及び手数料		2,387,213
	1 使用料	1,179,070
	2 手数料	1,208,143
16 国庫支出金		24,871,073
	1 国庫負担金	19,131,500
	2 国庫補助金	5,662,836
	3 委託金	76,737
17 県支出金		8,704,144
	1 県負担金	5,737,144
	2 県補助金	2,312,940
	3 委託金	654,060
18 財産収入		200,342
	1 財産運用収入	28,748
	2 財産売却収入	171,594
19 寄附金		350,000
	1 寄附金	350,000
20 繰入金		2,181,765
	1 基金繰入金	2,175,065

款	項	金額
		千円
	2 特別会計繰入金	6,700
21 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
22 諸収入		3,215,436
	1 延滞金・加算金及び過料	100,000
	2 市預金利子	301
	3 貸付金元利収入	148,377
	4 受託事業収入	59,480
	5 雑入	2,907,278
23 市債		17,423,300
	1 市債	17,423,300
歳 入 合 計		124,472,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 541,768
	1 議会費	541,768
2 総務費		18,931,930
	1 総務管理費	16,608,968
	2 徴税費	1,308,346
	3 戸籍住民基本台帳費	675,975
	4 選挙費	233,223
	5 統計調査費	26,924
	6 監査委員費	78,494
3 民生費		47,809,900
	1 社会福祉費	21,054,058
	2 児童福祉費	17,371,444
	3 生活保護費	9,374,192
	4 災害救助費	10,206
4 衛生費		9,634,769
	1 保健所費	3,740,864
	2 母子保健費	626,285
	3 墓園斎場費	635,936
	4 清掃費	4,549,584
	5 上水道費	82,100
5 労働費		53,895
	1 労働諸費	53,895
6 農林水産業費		1,840,541
	1 農業費	1,815,347
	2 林業費	24,634
	3 水産業費	560
7 商工費		1,326,374

款	項	金額
		千円
	1 商工費	1,326,374
8 土木費		16,111,805
	1 土木管理費	409,398
	2 道路橋りょう費	3,809,388
	3 河川費	663,830
	4 都市計画費	10,455,795
	5 住宅費	773,394
9 消防費		4,468,829
	1 消防費	4,468,829
10 教育費		12,727,306
	1 教育総務費	1,343,709
	2 小学校費	4,502,711
	3 中学校費	877,883
	4 幼稚園費	2,413,842
	5 社会教育費	997,484
	6 保健体育費	2,591,677
11 災害復旧費		2
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 土木施設災害復旧費	1
12 公債費		10,824,881
	1 公債費	10,824,881
13 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		124,472,000

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 墓園斎場費	新斎場整備事業	千円 3,360,000	令和4年度	千円 319,000
				令和5年度	2,225,000
				令和6年度	816,000
8 土木費	4 都市計画費	中大野中河内線橋りょう上部製作事業（1期）	500,000	令和4年度	300,000
				令和5年度	200,000

第 3 表 債務負担行為

事項	期間	限度額
包括外部監査に係る債務負担	令和4年度から 令和5年度まで	千円 12,000
新市民会館の初度調弁に係る債務負担	令和4年度から 令和5年度まで	500,000
特別養護老人ホーム整備に係る債務負担	令和4年度から 令和5年度まで	120,000
医師修学資金貸与に係る債務負担	令和4年度から 令和10年度まで	45,200
医療機関開設等促進に係る債務負担	令和4年度から 令和12年度まで	90,000
中心市街地店舗、事務所等開設促進に係る債務負担	令和4年度から 令和5年度まで	10,000
サテライトオフィス等開設促進に係る債務負担	令和4年度から 令和5年度まで	12,000
企業立地促進に係る債務負担	令和4年度から 令和7年度まで	550,000
石川小学校長寿命化改良に伴う仮設校舎賃貸借に係る債務負担	令和4年度から 令和6年度まで	420,000

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
交通政策事業	千円 27,200	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
市民センター整備事業	301,700			
芸術館整備事業	52,200			
新市民会館整備事業	7,323,400			
いきいき交流センター整備事業	266,400			
墓園整備事業	58,500			
斎場整備事業	234,000			
清掃事業	72,600			
上水道事業	74,100			
農業事業	69,100			
道路橋りょう事業	1,086,400			
河川事業	330,400			
都市計画事業	1,679,000			
市営住宅整備事業	181,400			
消防事業	840,300			
小学校整備事業	1,218,100			
中学校整備事業	85,900			
社会教育施設整備事業	34,900			
体育施設整備事業	114,700			
教育債借換	375,000			
臨時財政対策	2,998,000			

令和4年度水戸市国民健康保険会計予算

令和4年度水戸市の国民健康保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,743,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 5,001,551
	1 国民健康保険税	5,001,551
2 使用料及び手数料		3,819
	1 手数料	3,819
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		14,976,213
	1 県負担金	42,508
	2 県補助金	14,933,705
5 繰入金		1,426,601
	1 一般会計繰入金	1,426,600
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		220,000
	1 繰越金	220,000
7 諸収入		114,815
	1 延滞金・加算金及び過料	101,000
	2 市預金利子	2
	3 貸付金元利収入	500
	4 雑入	13,313
歳 入 合 計		21,743,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 236,988
	1 総務管理費	154,888
	2 徴税費	80,605
	3 運営協議会費	686
	4 趣旨普及費	809
2 保険給付費		14,753,000
	1 療養諸費	12,752,358
	2 出産育児諸費	84,070
	3 葬祭諸費	18,500
	4 高額療養諸費	1,892,971
	5 移送費	101
	6 傷病手当諸費	5,000
3 国民健康保険事業費納付金		6,324,904
	1 医療給付費納付金	4,044,842
	2 後期高齢者支援金等納付金	1,659,260
	3 介護納付金納付金	620,802
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		178,226
	1 特定健康診査等事業費	113,178
	2 保健事業費	65,048
6 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
7 諸支出金		49,871
	1 償還金及び還付加算金	49,871
8 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		21,743,000

令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計予算

令和4年度水戸市の公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ940,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 444,522
	1 使用料	444,519
	2 手数料	3
2 財産収入		1,292
	1 財産運用収入	1,292
3 繰入金		1,000
	1 一般会計繰入金	1,000
4 繰越金		17,098
	1 繰越金	17,098
5 諸収入		162,088
	1 市預金利子	2
	2 雑入	162,086
6 市債		314,000
	1 市債	314,000
歳 入 合 計		940,000

歳 出

款	項	金 額
1 卸売市場費		千円 889,840
	1 卸売市場費	889,840
2 公債費		48,187
	1 公債費	48,187
3 予備費		1,973
	1 予備費	1,973
歳 出 合 計		940,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市場整備事業	千円 314,000	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和4年度水戸市駐車場事業会計予算

令和4年度水戸市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ803,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 67,997
	1 使用料	67,997
2 国庫支出金		102,100
	1 国庫補助金	102,100
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
5 市債		632,900
	1 市債	632,900
歳 入 合 計		803,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐車場費		千円 791,900
	1 駐車場費	791,900
2 公債費		2,820
	1 公債費	2,820
3 諸支出金		6,700
	1 繰出金	6,700
4 予備費		1,580
	1 予備費	1,580
歳 出 合 計		803,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場事業	千円 632,900	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和4年度水戸市農業集落排水事業会計予算

令和4年度水戸市の農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ786,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 14,120
	1 負担金	14,120
2 使用料及び手数料		152,649
	1 使用料	152,606
	2 手数料	43
3 国庫支出金		10,880
	1 国庫補助金	10,880
4 県支出金		4,233
	1 県補助金	4,233
5 財産収入		199
	1 財産運用収入	199
6 繰入金		546,600
	1 一般会計繰入金	519,200
	2 基金繰入金	27,400
7 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
8 諸収入		219
	1 市預金利子	1
	2 雑入	218
9 市債		37,100
	1 市債	37,100
歳 入 合 計		786,000

歳 出

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		千円 344,617
	1 農業集落排水事業費	344,617
2 公債費		440,357
	1 公債費	440,357
3 予備費		1,026
	1 予備費	1,026
歳 出 合 計		786,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落排水事業	千円 37,100	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算

令和4年度水戸市の東前第二土地区画整理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ260,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 89,998
	1 財産売却収入	89,998
2 繰入金		140,000
	1 一般会計繰入金	140,000
3 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
4 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		260,000

歳 出

款	項	金 額
1 東前第二土地区画整理事業費		千円 238,000
	1 東前第二土地区画整理事業費	238,000
2 公債費		21,635
	1 公債費	21,635
3 予備費		365
	1 予備費	365
歳 出 合 計		260,000

令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算

令和4年度水戸市の公共用地先行取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ450,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 208,698
	1 一般会計繰入金	208,698
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 市預金利子	1
4 市債		242,000
	1 市債	242,000
歳 入 合 計		450,700

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得事業費		千円 242,000
	1 公共用地先行取得事業費	242,000
2 公債費		208,583
	1 公債費	208,583
3 予備費		117
	1 予備費	117
歳 出 合 計		450,700

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業	千円 242,000	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和4年度水戸市介護保険会計予算

令和4年度水戸市の介護保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,756,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 5,164,241
	1 介護保険料	5,164,241
2 使用料及び手数料		2,799
	1 手数料	2,799
3 国庫支出金		5,715,007
	1 国庫負担金	4,151,276
	2 国庫補助金	1,563,731
4 支払基金交付金		6,408,968
	1 支払基金交付金	6,408,968
5 県支出金		3,495,587
	1 県負担金	3,323,722
	2 県補助金	171,865
6 財産収入		128
	1 財産運用収入	128
7 繰入金		3,943,000
	1 一般会計繰入金	3,743,000
	2 基金繰入金	200,000
8 繰越金		10,047
	1 繰越金	10,047
9 諸収入		16,223
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 市預金利子	2
	3 雑入	16,220
歳 入 合 計		24,756,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 387,228
	1 総務管理費	225,313
	2 徴収費	13,688
	3 介護認定費	148,227
2 保険給付費		23,000,002
	1 介護給付費	21,409,423
	2 予防給付費	357,570
	3 審査支払諸費	19,058
	4 高額介護給付費	614,048
	5 高額医療合算介護給付費	82,080
	6 特定入所者介護給付費	517,823
3 地域支援事業費		1,161,138
	1 介護予防・生活支援事業費	664,691
	2 一般介護予防事業費	79,907
	3 包括的支援・任意事業費	416,540
4 基金積立金		128
	1 基金積立金	128
5 諸支出金		7,504
	1 償還金及び還付加算金	7,504
6 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		24,756,000

令和4年度水戸市介護サービス事業会計予算

令和4年度水戸市の介護サービス事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 サービス収入		千円 56,372
	1 介護予防給付費収入	56,372
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1,727
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1,726
歳 入 合 計		58,100

歳 出

款	項	金 額
1 指定介護予防支援事業費		千円 56,418
	1 指定介護予防支援事業費	56,418
2 予備費		1,682
	1 予備費	1,682
歳 出 合 計		58,100

令和4年度水戸市後期高齢者医療会計予算

令和4年度水戸市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,167,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 3,441,752
	1 後期高齢者医療保険料	3,441,752
2 使用料及び手数料		928
	1 手数料	928
3 繰入金		704,400
	1 一般会計繰入金	704,400
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		19,919
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	13,250
	3 市預金利子	1
	4 雑入	6,667
歳 入 合 計		4,167,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 72,297
	1 総務管理費	62,181
	2 徴収費	10,116
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,079,153
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,079,153
3 諸支出金		13,250
	1 償還金及び還付加算金	13,250
4 予備費		2,300
	1 予備費	2,300
歳 出 合 計		4,167,000

令和4年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算

令和4年度水戸市の母子父子寡婦福祉資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		千円 1,000
	1 繰越金	1,000
2 諸収入		11,000
	1 貸付金元利収入	10,292
	2 雑入	708
歳 入 合 計		12,000

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金費		千円 10,554
	1 母子父子寡婦福祉資金費	10,554
2 予備費		1,446
	1 予備費	1,446
歳 出 合 計		12,000

令和4年度水戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度水戸市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	141,818件
(2) 年間総配水量	31,296,862m ³
1日平均配水量	85,745m ³
(3) 給水新設工事	1,550件
(4) 主要な建設改良事業	3,154,980千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		6,405,919千円
第1項 営業収益		5,925,599千円
第2項 営業外収益		480,319千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 水道事業費		5,807,700千円
第1項 営業費用		5,507,489千円
第2項 営業外費用		277,111千円
第3項 特別損失		3,001千円
第4項 予備費		20,099千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,421,970千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額258,769千円、過年度分損益勘定留保資金1,231,617千円、当年度分損益勘定留保資金634,144千円及び当年度利益剰余金処分額297,440千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2,304,630千円
第1項 企業債		2,001,100千円
第2項 一般会計出資金		74,100千円
第3項 国庫補助金		58,410千円
第4項 一般会計負担金		29,634千円
第5項 一般会計補助金		2,700千円
第6項 工事負担金		138,608千円

第7項 固定資産売却代金

78千円

支 出

第1款 資本的支出

4,726,600千円

第1項 建設改良費

3,154,980千円

第2項 企業債償還金

1,569,563千円

第3項 予備費

2,057千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	開江浄水場薬品注入施設取替工事	660,000 ^{千円}	令和4年度	231,000 ^{千円}
				令和5年度	198,000
				令和6年度	231,000
		楮川浄水場薬品注入設備設置工事	341,000	令和4年度	170,500
				令和5年度	170,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	2,001,100 ^{千円}	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外

の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費（賞与引当金繰入額等を除く）	989,524千円
(2) 交際費	140千円
(3) 賞与引当金繰入額	45,343千円
(4) 法定福利費引当金繰入額	8,785千円
（一般会計からの補助金）	

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 児童手当補助金	8,000千円
（利益剰余金の処分）	

第11条 当年度利益剰余金のうち297,440千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金	297,440千円
（たな卸資産購入限度額）	

第12条 たな卸資産の購入限度額は、6,226千円と定める。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

令和4年度水戸市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度水戸市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	216,544人
(2) 年間総処理水量	29,413,890m ³
1日平均処理水量	80,586m ³
(3) 建設改良費	3,976,056千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		8,962,134千円
第1項 営業収益		4,378,567千円
第2項 営業外収益		4,583,567千円

	支	出
第1款 下水道事業費		8,703,900千円
第1項 営業費用		7,519,398千円
第2項 営業外費用		1,162,723千円
第3項 特別損失		18,697千円
第4項 予備費		3,082千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,014,111千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額158,114千円、過年度分損益勘定留保資金229,159千円及び当年度分損益勘定留保資金3,626,838千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		5,705,689千円
第1項 企業債		2,832,600千円
第2項 一般会計出資金		921,352千円
第3項 国庫補助金		1,163,975千円
第4項 負担金及び分担金		787,702千円
第5項 固定資産売却代金		60千円

	支	出
第1款 資本的支出		9,719,800千円
第1項 建設改良費		3,976,056千円
第2項 資産購入費		2,980千円

第3項 企業債償還金

5,737,760千円

第4項 予備費

3,004千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	水戸市浄化センター汚泥脱水機等改築事業	1,898,000 ^{千円}	令和4年度	949,000 ^{千円}
				令和5年度	949,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期間	限度額
	那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業に伴う債務負担	令和4年度から 令和6年度まで	154,466 ^{千円}

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	2,832,600 ^{千円}	普通貸借又は 債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利率に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 下水道事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費（賞与引当金繰入額等を除く）

505,223千円

(2) 賞与引当金繰入額

14,285千円

(3) 法定福利費引当金繰入額

2,763千円

(一般会計からの補助金)

第11条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、195,142千円である。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖